

運動用具倉庫の設置に係る許可基準要領

この要領は、公園管理者以外の者が都市公園法第2条第2項第5号及び都市公園法施行令第5条第4項に規定する運動用具倉庫（以下「倉庫」という。）を設置しようとする場合の都市公園法第5条第1項の許可に関する基準（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が設置する倉庫及び総合公園に設置する倉庫は除く）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象公園）

第1条 許可の対象とする倉庫は、次の各号の運動施設に附属する倉庫とする。

（1）野球場（グラウンドゴルフ広場を兼ねるものも含む）

ア 少年野球場（野球のバックネットのある多目的広場も含む）

稲毛海岸公園 美しの森公園 おゆみ野南公園 加曽利じゅん菜池公園

北磯辺公園 北高浜公園 こてはし台公園 小中台西公園 菰池公園

さつきが丘西公園 桜木公園 末広公園 都賀の台公園 中高浜公園

仲よし公園 幕張舟溜跡公園 真砂第2公園 真砂第4公園（多目的広場）

南高浜公園 都公園 横戸南公園

イ 成人を対象とした野球場（野球のバックネットがある多目的広場も含む）

一本松公園 打瀬3丁目公園 大野台中央公園 しらさぎ公園 創造の杜

千城台公園 中磯辺公園 幕張西第2公園 真砂第4公園

（2）テニスコート

あすみが丘ふれあいの広場公園 穴川中央公園 打瀬3丁目公園 大野台中央公園

越智中央公園 御成台公園 北磯辺公園 小園公園 こてはし台1丁目公園

こてはし台公園 さつきが丘西公園 三角町緑地 千城台公園 長沼原東公園

西千葉公園 誉田さくら公園 誉田南公園 幕張海浜緑地 幕張西第1公園

幕張西第2公園 幕張舟溜跡公園 真砂4丁目第2公園 真砂第2公園 都公園

（3）グラウンドゴルフ広場

（1）の他、次の基準を満たすと公園管理者が認める公園

ア グラウンドゴルフができる十分な広さ（有効面積300㎡以上を目安とする）及び形状を有すること。

イ 他の公園利用者や近接住民の支障にならない場所であること。

ウ 地域団体等による定期的なグラウンドゴルフの利用実績があること。又は、今後の実施する予定があること。

（対象団体等）

第2条 倉庫を設置することのできる団体は、次の各号の団体とする。

（1）都市公園法第5条第2項の規定により、前条の運動施設の管理許可を受けている団体

（2）前条の運動施設を利用し、当該施設の清掃、草刈等の維持管理（有償、無償を問わず）

を行うとともに、一般来園者の運動施設の利用に配慮し、野球、ソフトボール及びグラウンドゴルフそれぞれの利用調整を行っている公園管理者が認めた団体。

(倉庫の収納物)

第3条 倉庫の収納物については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 倉庫の収納物は次のものとする。

ア 競技に必要な運動用具で、使用者に無償で貸し出すことを目的とするもの

イ 運動施設を維持管理するためにグラウンド等を整備するための備品

(2) 公園管理者が公園の管理のため必要があると認めるときは、倉庫に立ち入り、収納物の調査を行うことができる。この際に(1)で定める収納物以外の物品が発見されたときは、公園管理者は当該倉庫の許可受者に対して撤去を命ずるなど、適正な運用を維持しなければならない。

(設置基数)

第4条 一の公園に設置できる倉庫の数は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 野球場に附属する倉庫は、1公園につき野球用として1基、ソフトボール用として1基の計2基までとする。

(2) テニスコートに附属する倉庫は、テニスコートの面数を問わず1公園につき1基とする。

(3) グラウンドゴルフ広場に附属する倉庫は、1公園につき1基とする。

(倉庫の面積)

第5条 一の倉庫の面積は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一の公園に設置される野球用、ソフトボール用、テニスコート用、グラウンドゴルフ用の各倉庫の面積は、都市公園条例第1条の5で超えない範囲で、 3.3 m^2 (1坪)以下とする。ただし、公園管理者が現地調査等を実施した結果、止むを得ない事由があると認めたときは、この 3.3 m^2 (1坪)に 3.3 m^2 (1坪)を加えた 6.6 m^2 (2坪)以下まで拡張できるものとする。

(2) (1)のただし書きにおいて、設置されている1基目の拡張が困難と公園管理者が認めた場合、1基目の倉庫に隣接して2基目を設置することができる。

(3) (2)において設置された倉庫は追加分を含めて1基として計数し、両方の倉庫を合せて 6.6 m^2 (1坪)とすること。

(設置場所)

第6条 倉庫の設置にあたっては、次の各号に掲げる条件を優先すること。

(1) 野球、ソフトボール、テニス、グラウンドゴルフの各プレーに支障がない場所であること。

(2) 公園の出入り口付近、中心となる場所、死角を生ずる場所及び公園内外からの見通しが著しく悪化する場所はさけること。

(3) 公園内の施設や樹木を損傷し、又は移設等の影響を及ぼさない場所であること。特に、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」に基づく遊具の安全領域

を確保すること。

- (4) 公園景観を損ねない場所であること。
- (5) 水道管や電気系統等の地下埋設物がない場所であること。
- (6) その他公園の管理及び利用に支障がない場所であること。

(構造・外観)

第7条 設置する倉庫は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 倉庫の高さはおおむね2m以下とすること。
- (2) 公園利用者に対して危険を及ぼすような構造や状態になっていないこと。
- (3) 公園施設設置物件として美観的及び景観的に見苦しくないこと。
- (4) 堅牢なつくりであり、倒壊や転倒等の恐れのないように安定性が確保されていること。
- (5) 収納物を適正に管理するため、施錠可能な構造とすること。
- (6) その他公園の管理上支障のない構造や外観であること。

(借地公園の場合の措置)

第8条 土地所有者が公園管理者以外の場合には、土地所有者からの設置の承諾を得ること。

(許可の表示)

第9条 倉庫には、千葉市が発行する許可証明シールを所定の場所に貼ること。

(設置期間)

第10条 設置期間は5年間を基本とし、許可終了日を年度末(3月31日)とする。ただし、設置許可期間内においても、第2条の団体が倉庫を使用しなくなった場合、又は解散した場合、倉庫の設置許可受者は速やかに倉庫を撤去すること。

(適用除外)

第11条 本基準の施行日に現に設置されている運動用具倉庫のうち、第5条の基準を超えているものについては、倉庫の建替えまでの間、適用除外とする。

附 則

- 1 この基準は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 本基準の施行をもって「運動用具収納庫の設置基準」は廃止する。

附 則

この基準は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月24日から施行する。